

長岡市飲食・サービス安心応援給付金 FAQ

Q:対象者の条件である「市内に主たる事務所又は事業所を有していること」について、「主たる事務所又は事業所」は、本社とは別と考えてよいか。

A:法人の場合は、市内に本社を有することが条件となります。「国税庁法人番号サイト」により、本店又は主たる事務所の所在地を確認します。

なお、個人事業主の場合は、申請時点において市内に主たる事業所を有していること（市内外に複数の店舗・事業者がある場合は、「主たる事業所」の所在地が長岡市内にあること）が条件となります。事業所ではない自宅の所在地は問いません。

Q:特定非営利法人（NPO 法人）や、各種団体は対象となるか？

A:一般社団法人、財団法人、公益法人、組合等は、要綱に規定する中小企業者に該当しないことから対象となりません。

また、法人格のない任意団体、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人、公共施設の指定管理業務のみを行う法人も補助対象となりません。

なお、法人税法上規定されている業種に該当する収益事業を実施しており、その売上が課税対象となっている事業を実施している NPO 法人は対象となる場合があります。

Q:対象者の条件として、「主たる業種」が設定されているが、「主たる業種」はどのように判断したらよいか。

A:本事業では、法人事業概況説明書の「事業内容」、所得税青色申告決算書の「業種名」、白色申告・収支内訳書の「業種名」、法人登記簿謄本の「目的」に記載された業種を「主たる業種」とします。

Q:売上高の減少要件について、昨年 12 月から 4 月までの連続する 2 か月と、前年（前々年）の同月とで比較することになっているが、昨年 4 月以降に開業（開店）した事業者は対象にならないか？

A:対象になり得ます。4 月以降に開業したことで、同月の比較ができない場合には、創業の翌月から申請前月まで売上の平均を前年の売上高として比較してください。

Q:市内外に複数の店舗がある場合、どの店舗を対象にして売上高を比較したらよいか。

A:長岡市内の店舗のみの合計売上高を比較します。この場合、確定申告書では、市内店舗分の売上高が確認できないため、確定申告とは別に、市内店舗の売上が確認できる売上台帳等を提出してください。